



「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令の一部を改正する政令」の閣議決定について

我が国の延長大陸棚として小笠原海台海域の大部分を新たに定める「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されましたのでお知らせします。政令の改正により、今般定めた海域について、沿岸国として大陸棚における天然資源の探査・開発の主権的権利等を行行使することが、我が国の国内法上可能となります。

1. 背景

小笠原海台海域の延長大陸棚について、「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」（平成26年7月4日総合海洋政策本部決定）に基づき、関係国である米国との間で調整を行ってきました。

令和5年12月19日（米国時間）、米国は小笠原海台海域と重複する海域を含む7つの海域について、延長大陸棚の外縁を公表しました。これにより、米国が公表した延長大陸棚と重複する海域を除いた小笠原海台海域の大部分を我が国の延長大陸棚として定めることができることとなりました。

2. 政令の概要

(1) 延長大陸棚の海域に関する改正

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第2条第2号に基づく政令を改正し、新たに小笠原海台海域の大部分を我が国の延長大陸棚の海域として決めました。

(2) 施行期日

令和6年7月20日

